

「BB フォン利用規約」新旧対照表

改定前(2005 年 12 月 1 日付)	改定後(2006 年 3 月 15 日付)
<p>規定なし</p>	<p>第 29 条の 2 (会員による本サービスの利用休止と利用再開)</p> <p>1. 当社は、会員(利用者回線型の会員に限る。以下、本条および次条において同じ)から通知があったときは、当該通知のあった日の月末日をもって本サービスの利用休止(利用契約を維持したまま、本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます)を行います。</p> <p>2. 前項に基づく利用休止を行った会員が、本サービスの利用の再開を希望する場合には、会員は当社所定の手続きに従い当該利用休止の解除(以下「利用再開」といいます。)の通知を行うものとします。会員から利用再開の通知がなされ、当社に当該通知が到達した場合、当社は利用再開に必要な手続きを行った上で本サービスの提供を再開するものとします。但し、技術上その他の理由により利用再開が困難な場合があることを会員は了承するものとします。</p> <p>3. 会員の利用休止期間が 12ヶ月を超えた場合、会員は、当社または指定レンタル事業者の指示に従い、貸与された接続機器を返還する必要があります。また、会員の利用休止期間が 12ヶ月を超えた場合、当社は会員に通知の上、本サービスの利用契約を解除できるものとします。</p> <p>4. 会員の利用休止期間が 12ヶ月を超えた場合または次条に定める休止手数料を支払わない場合であって期間を定めた催告を受けたにもかかわらずその事由が解消されない場合、当社は会員に通知の上、本サービスの利用契約を解除できるものとします。</p> <p>第 29 条の 3 (利用休止時における利用料金の取扱い)</p> <p>1. 前条に基づき本サービスの利用休止を行った場合、利用休止の日をもって当社は会員の本サービスに係る利用料金の課金を停止するものとします。なお、本サービスの利用休止を行った場合であっても、会員がすでに利用した本サービスにかかる利用料金全額の支払い義務を免れないものとします。</p> <p>2. 利用休止中は、会員は当社所定の休止手数料を支払うものとします。</p> <p>3. 利用再開における課金再開日は次のとおりとします。また、利用再開にあたり、協定事業者</p>

	<p>等の回線接続工事等の費用を要する場合には、当該利用再開に係る費用は会員の負担とします。</p> <p>(1) 基本料金: 利用再開日の属する月の翌月1日</p> <p>(2) 通話料: 利用再開後、本サービスの利用を確認したとき</p>																				
<p>第46条（有償オプションサービスの種類） 当社は、有償オプションサービスを次のとおり定めます。</p> <table border="1" data-bbox="225 685 778 1984"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 685 491 730">種類</th> <th data-bbox="491 685 778 730">サービス概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 730 491 1021">ケータイ割30</td> <td data-bbox="491 730 778 1021">本サービスを使用して携帯電話に発信を行った際の通話料金を、通常料金より30%割引した価格で提供するサービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1021 491 1261">番号表示サービス</td> <td data-bbox="491 1021 778 1261">会員のBBフォン電話番号に着信した際、会員の電話機等に発信者の電話番号表示が可能になるサービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1261 491 1742">着信払いサービス</td> <td data-bbox="491 1261 778 1742">当社が会員に対して着信払い専用番号を割り当て、別途当社の定める方法により会員があらかじめ登録した電話番号から着信払い専用番号へ着信したことにより開始された通話の通話料を会員が負担する着信課金サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1742 491 1984">転送電話サービス</td> <td data-bbox="491 1742 778 1984">本サービスを利用して着信した通話を会員があらかじめ指定した転送先番号へ転送するサービス</td> </tr> </tbody> </table>	種類	サービス概要	ケータイ割30	本サービスを使用して携帯電話に発信を行った際の通話料金を、通常料金より30%割引した価格で提供するサービス	番号表示サービス	会員のBBフォン電話番号に着信した際、会員の電話機等に発信者の電話番号表示が可能になるサービス	着信払いサービス	当社が会員に対して着信払い専用番号を割り当て、別途当社の定める方法により会員があらかじめ登録した電話番号から着信払い専用番号へ着信したことにより開始された通話の通話料を会員が負担する着信課金サービス	転送電話サービス	本サービスを利用して着信した通話を会員があらかじめ指定した転送先番号へ転送するサービス	<p>第46条（有償オプションサービスの種類） 当社は、有償オプションサービスを次のとおり定めます。</p> <table border="1" data-bbox="810 714 1364 1727"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 714 1077 759">種類</th> <th data-bbox="1077 714 1364 759">サービス概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 759 1077 1050">ケータイ割30</td> <td data-bbox="1077 759 1364 1050">本サービスを使用して携帯電話に発信を行った際の通話料金を、通常料金より30%割引した価格で提供するサービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1050 1077 1290">番号表示サービス</td> <td data-bbox="1077 1050 1364 1290">会員のBBフォン電話番号に着信した際、会員の電話機等に発信者の電話番号表示が可能になるサービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1290 1077 1529">転送電話サービス</td> <td data-bbox="1077 1290 1364 1529">本サービスを利用して着信した通話を会員があらかじめ指定した転送先番号へ転送するサービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1529 1077 1727">通話明細書の郵送サービス</td> <td data-bbox="1077 1529 1364 1727">当社が会員に対して前月利用分の本サービスの通話明細書を郵送するサービス</td> </tr> </tbody> </table>	種類	サービス概要	ケータイ割30	本サービスを使用して携帯電話に発信を行った際の通話料金を、通常料金より30%割引した価格で提供するサービス	番号表示サービス	会員のBBフォン電話番号に着信した際、会員の電話機等に発信者の電話番号表示が可能になるサービス	転送電話サービス	本サービスを利用して着信した通話を会員があらかじめ指定した転送先番号へ転送するサービス	通話明細書の郵送サービス	当社が会員に対して前月利用分の本サービスの通話明細書を郵送するサービス
種類	サービス概要																				
ケータイ割30	本サービスを使用して携帯電話に発信を行った際の通話料金を、通常料金より30%割引した価格で提供するサービス																				
番号表示サービス	会員のBBフォン電話番号に着信した際、会員の電話機等に発信者の電話番号表示が可能になるサービス																				
着信払いサービス	当社が会員に対して着信払い専用番号を割り当て、別途当社の定める方法により会員があらかじめ登録した電話番号から着信払い専用番号へ着信したことにより開始された通話の通話料を会員が負担する着信課金サービス																				
転送電話サービス	本サービスを利用して着信した通話を会員があらかじめ指定した転送先番号へ転送するサービス																				
種類	サービス概要																				
ケータイ割30	本サービスを使用して携帯電話に発信を行った際の通話料金を、通常料金より30%割引した価格で提供するサービス																				
番号表示サービス	会員のBBフォン電話番号に着信した際、会員の電話機等に発信者の電話番号表示が可能になるサービス																				
転送電話サービス	本サービスを利用して着信した通話を会員があらかじめ指定した転送先番号へ転送するサービス																				
通話明細書の郵送サービス	当社が会員に対して前月利用分の本サービスの通話明細書を郵送するサービス																				

<p>通話明細書の郵送サービス</p>	<p>当社が会員に対して前月利用分の本サービスの通話明細書を郵送するサービス</p>	
<p>第11章の2 着信払いサービス</p> <p>第51条（本章の適用） 本章は本サービスの有償オプションサービスである「着信払いサービス」の利用契約を申込または利用する者にのみ適用されるものとします。</p> <p>第52条（定義） 本章において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p>（1）「着信払いサービス利用契約」とは、着信払いサービスの利用を内容に含む利用契約をいいます。</p> <p>（2）「着信払い専用番号」とは、BBフォン電話番号のうち、着信払いサービス利用契約に基づいて当社が会員に割当てた電話番号（009198番号）をいいます。</p> <p>（3）「着信可能番号」とは、着信払い専用番号へ発信可能な電話番号として、会員が当社に登録する電話番号をいいます。</p> <p>第53条（着信払いサービス利用契約） 1つの利用契約につき契約できる着信払いサービス利用契約は1つに限るものとします。</p> <p>第54条（着信払い専用番号）</p> <p>1. 当社は、1つの着信払いサービス利用契約ごとに1つの着信払い専用番号を割当てます。</p> <p>2. 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会員に</p>		<p>※第11章の2（第51条乃至第55条）削除 （2006年4月1日）</p>

通知の上、着信払い専用番号を変更することがあります。

3. 会員は、着信払い専用番号の変更請求を一切行うことができないものとします。

第55条（着信可能番号）

1. 着信払いサービスを利用するためには、着信可能番号を当社に登録する必要があります。
2. 登録できる着信可能番号の個数は、1つの着信払い専用番号につき、最大10個までとします。
3. 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会員に通知の上、着信可能番号を変更または削除する場合があります。
4. 会員は、着信可能番号の変更、追加または削除を希望する場合は、当社所定の方法をもって申込みを行うものとします。
5. 当社は、前項による変更、追加または削除の申込みを承諾した場合は、当社が当該変更、追加または削除の設定を完了した日から変更した事項を適用するものとします。
6. 着信可能番号として登録された携帯電話番号から着信払い専用番号に着信した通話につき、「ケータイ割30」にて規定する割引の対象とはならないものとします。